

北海道苦情審査委員制度のご案内

- ◇「北海道苦情審査委員」制度とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって、苦情審査委員が公平で中立な立場から審査する制度です。
 - ◇皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申立てができます。
 - ◇審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
 - ◇各窓口では、申請書様式やリーフレットをご用意しています。また、北海道公式ホームページで申請書様式のほか申立方法等の詳細についても掲載しています。
 - ◇申立書は窓口へ持参するほか、郵送、ファックス、メールでも受け付けています。個人情報の保護にも十分配慮します。
- ※電話や匿名での申立ては受け付けておりません。

【窓口】

○北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523 (直通)

FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

○各総合振興局(振興局)総務課

北海道の苦情に関するホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou-mousitate.html>

苦情の申立て方法 北海道

検索



水道の凍結などにご注意ください

寒さが一段と厳しくなり、水道凍結が発生する時期となりました。冬期間は、室内が暖かなくても床下などは非常に冷えていますので、床下の換気口を閉め、「水抜き(水落とし)」をしっかりと行い、凍結による水道管の破裂や断水に注意してください。

—こんな時は注意！—

- 外気温がマイナス4度以下になったとき
- 旅行などで家を留守にするなど長時間水道を使用しないとき
- 1日中外気温が氷点下の「真冬日」が続いたとき

凍結予防などについては、町ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

(<https://www.town.horonobe.lg.jp/www/4/section/kensetsu/le009f000001ahhc.html>)



十月定例俳句会作品

梶延ほおずき俳句会

名園の景に添いたり新松子しんしょうこ

砂防林浜に遊びし新松子

玉打って行く先塞ぐ松ぼくり

利尻消え木の身振いの松ぼくり

横山貞雄

富樫とも子

小玉利治

田中徹男